

第 2 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 2 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年6月2日(金) 午後1時40分から2時55分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

7番	森	正	勝
8番	小	島	敏人

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について(追加議案)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木正人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第24回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。
皆様お忙しいさなかでございますが、田植え関係は一通り中盤へ向かっているのかと思われます。また、畜産関係の方はあちこちで一番牧草を刈り出しているという情報が入ってきております。

会長

そういったなかで、先日、東京での会長大会に出席いたしました。
その中で、要請活動というのがありまして、北海道選出の議員さん全員に参加頂きまして色々な要請また情報交換等をいたしました。その中で、国会議員も一番心配しているのは、燃料、飼料、肥料等の高騰ということでございました。先日、ホクレンが今年の秋から肥料を19から20%くらい値下げをするという情報がございましたが、この情報は、あくまでも情報です。実際去年は、78%肥料は上がっているわけです。今後、まだまだ肥料の高騰は続くのではないかと考えている次第です。

会長

そういったなかで、国会議員に伺いますと、肥料、飼料の高騰は余談を許さないということでありました。中国では、国策とまではいきませんが、肥料の原料も押さえ、また色々な物を買集めているとのことで、肥料など全てが日本までまわってこないという状況であります。日本は、食糧自給率38%です。ほとんどを輸入に頼っているわけですが、その輸入品までをお金持ちの中国が押さえ、バンバン買っているとのことです。今、日本は買い負けをしており、物価が非常に不安定で高止まりを推移しているとのことです。そういう状況ではありますが、様々な要請はしてまいりました。

会長

その他に、今北海道のどこの地域でも問題になっている鳥獣害の被害についても国会議員にみなさん要請しておりました。
また、先ほどの話に少し戻りますが、一番の問題、畜産関係についてです。「北海道の畜産はもうダメだ！」というくらいに危機を訴えました。議員も皆「その通りです」と言いますが、この問題について、どのような対策を打つかが今後の課題だと思います。要請文を受け取って頂き、懇談もしてまいりましたので、今後に向けた対策を打ち出してくれるものと思われます。

会長

挨拶が少々長くなりましたが、本日の総会は議案第3号まででございます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日、7番森委員、8番小島委員から欠席の届出がございました。只今の

事務局長 出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、5番竹内委員、6番阿部委員を指名いたします。この指名は、第24回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ諮問する。

令和5年6月2日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。

番号1番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX、現況地目が田、面積がXXXXXX㎡の内XXXXXX㎡、転用の目的につきましては、農業用倉庫の建設でございます。

転用事由の詳細につきましては、経営を拡大し、現在の格納庫・資材置場

等及び作業場が手狭になったためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては5ページ、6ページの図1、図2に掲載しております。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、経営拡大につき既存の農業倉庫が狭くなり、隣接する用地に農業用機械格納庫を建設するもので、効率的な経営につながるものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第４ 議案第２号 農用地利用集積計画の決定について】

「日程第４ 議案第２号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。佐々木次長。

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 7 ページをご覧ください。

番号 74 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年6月2日から2026年6月1日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格

事務局

事務局

番号 75 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 6 月 2 日、対価の支払期限が 2023 年 6 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。以上でございます。

議長

(質疑なし)

議長

(異議なし)

議長

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】(追加議案)

議長

議長

事務局

事務局

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 19 筆、内、田んぼが 15 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 6 月 2 日、対価の支払期限が 2023 年 8 月 28 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第24回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 29 日

5番 竹内厚子

6番 阿部 紹子

議 長 原 田 嘉博